取引停止の措置状況

本機構における物品の購入及び製造、役務その他の契約（建設工事を除く）に関し、業者に対し下記のとおり取引停止の措置を講じております。

令和８年10月28日現在

措置の相手方	所在地	措置の期間	措置を講じることになった理由
株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町７２番地３４	自　令和８年10月30日 至　令和８年11月29日	同社は令和７年５月７日付で国立大学法人筑波大学と契約した「複合ミラー型核融合実験装置用縦型電動発電機外の点検整備」において、当初の業務完了期限は令和８年３月２７日であったが、同社の都合により業務完了期限までの完了が困難となったため、令和８年１月２１日付「完了時期に関するお詫びと報告」の提出を行い、業務完了期限を令和８年８月３１日まで延長したことが判明した（実際には令和８年８月１８日に完了した）。 本件については、本機構物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要領別表の７に該当し、本機構における購入等契約の相手方として不適当であると認められるため、取引停止措置を講じる。